様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しずおかがすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 静岡ガス株式会社  （ふりがな）まつもと　よしたけ  （法人の場合）代表者の氏名 松本　尚武  住所　〒422-8076  静岡県 静岡市駿河区 八幡１丁目５番３８号  法人番号　4080001002686  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　静岡ガスグループ2030年ビジョン | | 公表日 | ①　2021年12月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社Webサイトにて公表  　https://www.shizuokagas.co.jp/about/2030vision/pdf/2030vision.pdf  　静岡ガスグループ2030年ビジョン（P5,6,12） | | 記載内容抜粋 | ①　静岡ガスグループ2030年ビジョン  ・地域のお客さまや企業がつながり、それぞれの強みを持ち寄り連携する社会をつくりだすことで、 新たな価値創造のサイクルをおこし、地域共創の実現を目指す。（5ページ）  ・地域の皆さまが必要とする“価値やサービス”を生み出し、 地域の声（リアル・デジタル）に耳を傾け、生活の質をアップデートしていくサイクルをつくる。（6ページ）  ・上記の「目指す地域共創のかたち」実現のために、お客さまデータを集積・分析し、リアル接点とデジタル接点の活用による個々のお客さまのライフステージやビジネスに合った課題解決の実践を進める。（12ページ） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」 | | 公表日 | ①　2023年 9月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社Webサイトにて公表  　https://www.shizuokagas.co.jp/about/DX/index.html  　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」サイト内「具体的な取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル部門の組織ごとの具体的な取り組みを以下の通りにまとめ、公表している。  (1)未来価値共創  ・未来において、当社グループが提供したい価値を見いだすため、既存事業領域を飛び越え、そして既成概念に捉われずに、新規事業領域の開拓に向けた探索を行い、未来の社会や生活する人々に提供する価値を地域やパートナーとともに共創する。  (2)地域価値共創  ・対面やSNSなどのお客さま接点へのデジタル活用を進める。例えば、SNSについては、双方向でつながるお客さま参加型チャネルに進化させる。  ・お客さまデータの分析をAIなどで高度化し、ニーズに即した新サービスを創出する。  ・IoTセンサーで取得する各種データを活用し、お客さまの工場の生産性・省エネルギー性を高めるサービスを提供する。  ・地域でのデータ利活用の促進と、プラットフォーム機能による地域への新しい価値の提供を通じて、地域の経済を活性化するとともに、地域に新しいサービスや需要を創出する。  (3)グループ価値共創  ・当社グループ全体にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、AIチャットボット等のツールを導入し、有効に活用される環境を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会に準ずる意思決定機関である経営会議の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」  　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」サイト内「体制・組織」「具体的な取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　体制・組織  経営戦略本部と静岡ガス・システムソリューション株式会社が一体的に動き、2030年ビジョン達成に向けて実行するDX推進の取り組みを実行・支援する。  経営戦略本部では、2030年以降を見据えた取り組みを担う「未来価値共創担当」、地域に向けた取り組みを担う「地域価値共創担当」、当社グループ内への取り組みを担う「グループ価値共創担当」のそれぞれの組織で、地域や当社グループのDXを加速させていく。  静岡ガス・システムソリューション株式会社においては、当社グループの業務システムに関わる開発と安定的運用を担うとともに、当社グループのDX推進の取り組みを技術面でサポート・伴走していく。  具体的な取り組み  当社グループの「人財のデジタル化」を推進していくため、社内DX人財教育を実施し、デジタルリテラシー向上と変革マインドの醸成を図る。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」  　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」サイト内「具体的な取り組み」(3)グループ価値共創 | | 記載内容抜粋 | ①　・場所や時間の制約がなく、自由度が高い働き方を実現するために、機器類（モバイルパソコン、スマートフォン等）やインフラ（情報通信基盤）を常に最適な状態とする。  ・今後の当社グループの事業拡大や事業環境の変化に柔軟に対応するため、次世代の業務システムへの移行を進める。  ・情報セキュリティ向上のため、「技術的対策」「人的対策」「組織的対策」の３本柱で取り組み、セキュアな状態を維持し、安全性と利便性を両立したシステムを追求する。  ・当社グループの「人財のデジタル化」を推進していくため、社内DX人財教育を実施し、デジタルリテラシー向上と変革マインドの醸成を図る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」 | | 公表日 | ①　2023年 9月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社Webサイトにて公表  　https://www.shizuokagas.co.jp/about/DX/index.html  　静岡ガスグループの「DXへの取り組み」サイト内「取り組みのロードマップ」 | | 記載内容抜粋 | ①　2030年までの年単位での各取り組みのロードマップを、戦略にて示した単位で明示しており、実現状況を年次で評価する。  ■未来価値共創  ・～2023年  新規事業の開拓に向けた探索    ■地域価値共創  ・～2028年中  お客さま視点（対面・SNS）へのデジタル活用  お客さま分析の高度化による新サービスの創出  IoT活用による工場の生産性・省エネルギー性向上  データ利活用促進とプラットフォーム機能による地域活性化  ・2028年～2030年  DXを活用した、地域共創の実現  ■グループ価値共創  ・～2030年  情報機器・インフラの最適化  「技術的対策」「人的対策」「組織的対策」による情報セキュリティ向上  ・～2028年中  RPA・AIチャットポット等のツール導入・定着  次世代業務システムの検討・構築  ・2028年～2030年  次世代業務システムの活用  ・～2025年中  DX教育によるデジタル人材育成  ・2025年～2027年中  デジタル人材の裾野の拡大  ・2027年～2030年  全社員デジタル人材化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 3月26日 | | 発信方法 | ①　2024年12月期（177期）株主通信  　弊社Webサイトにて公表  　https://ir.shizuokagas.co.jp/ja/ir/Library/BusinessReport/main/0/teaserItems1/010/linkList/00/link/202412.pdf  　2024年12月期（177期）株主通信「トップインタビュー」 | | 発信内容 | ①　以下の3点を柱にDXを推進する。  ・データ分析と可視化  ・業務の標準化と自動化  ・新たな顧客価値の創造  具体的には、ツール導入による業務効率化及びデータ可視化、基幹システムの見直し、デジタルマーケティングやWebプロモーション強化を実施する。  また、役員・管理職・社員の階層別にデジタルスキル研修を実施し、スキルの習得と向上を図る。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 有事の対応組織「静岡ガス-CSIRT（シーサート）」を設立し、実効性のある組織を目指して、定期的な改善を実施。  ・サイバーセキュリティに関する会議体を月1回開催。  ・サイバーセキュリティに関する社内規程を制定するとともに、部門横断的なサイバーセキュリティ訓練を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。